

PFI事業の要件

PPP：民間の力を公的サービスに有効活用する官民連携事業（指定管理者制度、包括的管理委託等）

PFI：PPP（官民連携事業）のうち、**PFI法に基づく事業**（民間資金等活用事業）

「PFI法に基づく」とは

○PFI法上、実施方針の公表（第5条）、特定事業の選定（第7条）、民間事業者の選定（第8条）等の**手続**が定められており、PFI事業はこれらに則ったものである必要がある。

○その上で、法第2条において、特定事業（PFI事業に相当するもの）とは、
・公共施設等の整備等であって、
・民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの
とされているところ、**民間の「資金・経営能力・技術的能力」の3つ全てを活用**していることが求められる。

※個別の事業がこの要件を満たしているかどうかは、管理者等の判断となる。

「民間資金の活用」とは

○**出資金、借入金、社債、事業収入等多様な民間の資金を、事業の所要資金の全部又は一部に活用すること**であり、公的資金の支払い（年度ごとの支払いや建設工事の出来高払い等に限る。）までの**短期のつなぎにとどまらない資金活用**を一部でも行っており、それにより（民間の経営能力及び技術的能力とあいまって）公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に実施されるのであれば、民間資金の活用と認められる。